

草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業（案）についての パブリックコメントの募集について

平成26年度の介護保険制度の改正に伴い、すべての市町村は、平成29年4月までに、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と言います。）」を実施することとなりました。

本市では、平成29年4月から総合事業を実施するにあたり、事業実施の考え方や、サービスメニュー、基準等を取りまとめた、事業実施内容（案）を作成しましたので、事業実施にあたっては、市民の皆様のご意見を参考にいたしたく、案に対する皆様からのご意見を募集します。

1. 意見募集内容について

別冊「草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業（案）について」のとおり

2. 意見募集期間

平成28年9月1日（木）から平成28年9月30日（金）まで（当日消印有効）

3. 意見の提出方法について

ご意見は、①長寿いきがい課まで直接提出、②郵送、③ファクス、④Eメールのいずれかの方法でお寄せください。なお、提出にあたっては、下記の内容をご記入ください。電話でのご意見は受付しておりませんので、ご了承ください。また、提出いただいたご意見の原稿等は返却いたしません。

提出先(草津市役所 長寿いきがい課あて)

- ① 窓 口：草津市役所 長寿いきがい課
（さわやか保健センター2階）
- ② 郵 送：〒525-8588
[所在地記載不要]長寿いきがい課あて
- ③ ファクス：077-561-6780
- ④ Eメール：choju@city.kusatsu.lg.jp

提出にあたっては次のことをご記入ください。

- ① 氏 名
（団体・法人は、団体・法人名、担当部署名）
- ② 住 所（所在地）
- ③ 電話（ファクス）番号
- ④ ご意見
（事業（案）の何ページに関連するご意見・ご質問かを明記ください。）

4. パブリックコメントへの対応について

お寄せいただいたご意見は、内容を検討のうえ、事業実施の参考とさせていただきます。また、ご意見の概要とそれに対する市の考え方については、後日とりまとめ、市のホームページにて公表いたします。なお、個別のご意見に直接回答はいたしませんので、ご了承ください。

5. 事業（案）の閲覧について

市ホームページ

閲覧場所：各市民センター、市民交流プラザ、人権センター、新田会館、西一会館、橋岡会館、常盤東総合センター、まちづくりセンター、図書館（本館）、南草津図書館、社会福祉協議会、

長寿の郷ロクハ荘、なごみの郷、草津市役所（長寿いきがい課、情報公開室）

※各施設の閉館日には、閲覧ができませんので、あらかじめ各施設にお問い合わせください。

※長寿いきがい課、情報公開室につきましては、土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の閲覧ができませんが、市役所守衛室において閲覧が可能です。

6. 個人情報について

ご意見の提出時にいただきました氏名、住所等の個人情報につきましては、他の目的での利用、もしくは他への提供はしないととも適正に管理いたします。

7. 問い合わせ先について

パブリックコメントに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- 電話 077-561-2372（長寿いきがい課直通）
- ファクス 077-561-6780（長寿いきがい課あて）
- Eメール choju@city.kusatsu.lg.jp

パブリックコメント提出用紙

◎意見の提出期限 平成28年9月1日（木）～平成28年9月30日（金）

◎意見の提出方法

- (1) 郵 送 〒525-8588 [所在地記載不要] 長寿いきがい課あて（当日消印有効）
- (2) ファクス 077-561-6780 長寿いきがい課あて
- (3) 電子メール choju@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 直接持参 下記窓口にご提出ください

◎意見の提出先 草津市役所 健康福祉部 長寿いきがい課（さわやか保健センター2階）

氏 名 (団体・法人名、担当部署名)	
住 所 (所在地)	
電話(ファクス)番号	
章の番号やページなど、ご意見がある箇所を記入してください。	◆御意見等はこちらへお書きください◆

※意見をいただく様式は自由ですが、必ず氏名、住所を明記してください。意見以外の内容（氏名、住所、電話番号等）は公表しません。用紙が足りない場合は任意の様式で追加してください。